

別表 1

第1 事業内容	第2 応募団体	第3 補助対象経費の範囲	第4 補助率
<p>コメ海外市場拡大戦略プロジェクトの推進等により、コメ・コメ加工品の輸出拡大を図るため、以下の1及び2の取組を実施する。</p> <p>1 戦略的輸出事業者等が行う海外市場開拓等の推進 事業実施主体は、次に掲げる事業の全てを行うものとする。 (1) 戦略的輸出事業者が行うコメ・コメ加工品の輸出拡大のためのプロモーション等の推進 (2) 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地とのマッチング・有機的な連携、戦略的輸出事業者が連携して行う効果的な市場開拓の推進 (3) 海外規制への対応 戦略的輸出事業者による輸出先国における国内規制への対応を図るため、現地コンサルタント等と連携したデータの収集や規制当局との協議、輸出用米として、植物検疫上相手国から求められるくん蒸又は輸出先国の農薬・重金属等の基準に適合するために国内流通上は発生しない追加的費用を低減させるための対応等の取組の推進</p> <p>2 日本産コメ・コメ加工品のプロモーション活動の強化 TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定の発効による関税削減・撤廃や輸入規制の緩和を受けた効果的なプロモーション、輸出拡大が期待できる新市場開拓や訪日外国人旅行者への日本産コメ・コメ加工品PR、輸出先国における業務用需要の効果的な掘り起こし、日本酒・米菓・米粉・包装米飯等の重点的なPR（米粉のノングルテン認証の海外普及を含む。）及び抜本的な輸出拡大に向けた新規の取組等を実施する。</p>	<p>コメ・コメ加工品の戦略的輸出促進に全国規模で取り組む団体並びに独立行政法人及び民間事業者</p> <p>コメ・コメ加工品の戦略的輸出促進に全国規模で取り組む団体並びに独立行政法人及び民間事業者</p>	<p>旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、人件費、輸送費、機器・備品費、借上費並びにその他経費</p>	<p>定額（ただし、第3の機器・備品費及び借上費にあっては1/2以内）</p> <p>定額（ただし、商談会等への参加や商談等の販売促進を目的（年間輸出数量が少ない国・地域を除く）とする経費にあっては1/2以内）</p>

注1：戦略的輸出事業者とは「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト（平成29年9月8日公表）」において、飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者として特定された者をいう。

注2：2の事業の補助率における「年間輸出数量が少ない」とは、原則として、概ね200トン以下のコメ・コメ加工品（日本酒にあつては概ね500キロリットル以下）をいう。